

亀山市議会議員選挙啓発ポスター作品募集要項

1 趣旨

私たちの生活をより良くするためには、私たち一人ひとりが政治や選挙に関心を持ち、選挙の際に投票に参加しなければなりません。このことから、選挙管理委員会では、令和8年10月25日執行予定の亀山市議会議員選挙に向けて、有権者の方が投票に行きたくなる啓発ポスターを募集します。

2 主催

亀山市選挙管理委員会
亀山市明るい選挙推進協議会

3 作品内容

- (1) 投票に行きたくなる啓発ポスターを作成してください。
- (2) 描画材料は自由（絵の具材料だけに限りません。デジタルも可）
- (3) サイズは問いませんが、市がポスターとして使用する際は、A3サイズ（297mm×420mm）で掲示することを考慮して作成してください。
- (4) 自作で未発表の作品に限ります。
- (5) 応募作品は、1人につき1作品までとします。

4 応募資格

市内在住で高校（高等学校）に通う生徒または高専（高等専門学校）に通う学生
市外在住で市内の高校（高等学校）に通う生徒

5 作品選定

亀山市選挙管理委員会において、応募いただいた中から亀山市議会議員選挙で使用する選挙啓発ポスターを1点選定します。

なお、選定された作品の作者には、記念品を贈呈します。

6 応募方法

次のいずれかの方法により作品に応募してください。

(1) 応募フォーム

次の応募フォームにアクセスし、必要事項を入力して送信してください。

※デジタル作品については、PDFにして送信してください。

<応募フォーム>

<https://logoform.jp/f/xlSa5>



(2) 郵送又は持参

作品の裏面に作者の氏名・住所・電話番号・学校名・学年を記入のうえ、亀山市選挙管理委員会事務局（本庁舎1階／〒519-0195 亀山市本丸町577番地）まで郵送又は直接持参してください。

7 応募締切

令和8年9月11日（金）まで

※郵送する場合は、令和8年9月11日必着

※持参する場合は、令和8年9月11日の午後5時まで

8 発表

選定結果は、令和8年10月上旬ごろに発表する予定です。

選定された作品のみインターネット等で発表し、作者の方には直接連絡します。

※選定されなかった方にその旨を連絡することはありません。

9 留意事項

- (1) 他者の著作物（インターネット等にある写真やイラスト等）を模倣した作品は、応募できません。オリジナル作品に限ります。
- (2) 応募作品は、原則として返却しません。
- (3) 選ばれた作品は、令和8年10月25日執行予定の亀山市議会議員選挙における選挙啓発に使用させていただきます。
- (4) 報道機関等に作者の氏名を提供する場合があります。希望しない方は申し出てください。
- (5) 選ばれた作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (6) 要項に記載されていない事項については、主催者が決定・実施します。